

(上砥山) RD最終処分場問題地元説明会資料

1. 地元説明会の開催概要

開催日

平成20年6月2日(対象:上向住民)

平成20年8月6日(対象:上砥山役員等)

開催主旨

(6月2日) 県が原位置浄化策(D案)を選定した理由および原位置浄化策の概要についての説明ならびに地元の皆さんとの意見交換

(8月6日) 1巡目の地元説明会での技術的な意見や質問に対して資料を調整し、理解と協力を求める

説明資料

(6月2日)・RD最終処分場問題地元説明会資料

- ・県が行う工法提案要請の概要について

- ・パワーポイント説明資料

- ・RD最終処分場模型

(8月6日)・平成20年6月県議会答弁

- ・RD最終処分場問題地元説明会を受けた県の対応(案)について

- ・RD最終処分場問題地元説明会における質問事項等について

- ・RD最終処分場問題地元説明会における質問事項等について<参考資料>

- ・RD最終処分場の「支障の除去」対策完了までの全体概略スケジュール(案)

主な意見

	6月2日	8月6日
方針決定	<ul style="list-style-type: none"> ・A-2案は、「全量撤去」ではなく、「全量掘削、有害・不適切埋立物全量撤去」である。作為的にD案に持っていこうとする思いがある。 ・対策委員会で、国の行政指針の一番肝心な部分(「必要な限度」の例示部分)が隠蔽されていた。委員を馬鹿にした話である。 ・対策委員会がいい案を出したので知事は再検討してほしい。 ・知事は、全量撤去は住民が被害を被って気の毒だと言うが、あれほどの有害物が20年間にわたって搬入される時は黙って見ておいて、なぜ今そう言うのか。 ・時間がないからと言って地元を無視することはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・答申でA2案で県がやるのがD案なら我々は絵に描いた餅を見せられた気分である。 ・知事はマニフェスト違反である。答申も復古にしている。言うこととやることが違う。 ・答申を蹴ったのなら今は白紙である。白紙の状態では話をしないといけない。 ・D案、A2案、粘土層修復案の3つの精度の高い比較表を示してほしい。 ・市調査委員会の要請も検討してほしい。 ・県はD案ありきである。住民無視である。 ・処分場の全容説明ができていない。県は悪いものが出てくるのがこわいのではないか。
対策工法	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却炉は解体してもらわないと上砥山はうんと言わない。 ・最終的な地元合意をどう確立、確認するのか。 ・ソイルセメントの安全性について、非常に疑問を持っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の説明でD案を拒否したのに前と同じ話をされても聞く耳をもたない。 ・D案は完璧なのか。D案の問題点も説明してほしい。 ・安定型処分場の許可品目以外は撤去すべきである。

(主な意見つづき)

	6月2日	8月6日
対策工法(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・ソイルセメント遮水壁に廃棄物が混じらないようにすることはできるのか。修復はできるのか。 ・我々が30mの深さに埋められていると思っているドラム缶の掘削調査を県は5mまでしかやってくれなかったので疑念が晴れない。 ・今日は説明会ではなく、説得会である。説得会なら住民がなるほどという説明説得をしないとイケない。それなら我々も譲れるところがあるかもしれない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1日も早く解決してほしい。県と住民の妥協案を話し合わないといけない。 ・不自然な形でD案が出てきているのに、「住民との共同作業」と言われても協力できない。 ・住民の方が対話の気持ちを持っている。 ・もう少し納得のいく提案を持ってほしい。 ・遮水壁は粘土層を壊す。取り返しがつかない。粘土層修復でやるべきである。 ・水戸市の安定型処分場の建設差し止め訴訟では、遮水壁がダメということで住民側が勝訴している。遮水壁ありきではダメである。
不安感	<ul style="list-style-type: none"> ・D案でやって、子や孫に何かあった時、誰が責任を取るのか。 	
県の責任	<ul style="list-style-type: none"> ・A-2案は費用がかかると言っているが、県が認めてここまで来たし寄せが来ているのだからしょうがない。 ・許可容量を超えた分について、県は何もしてくれないが、県の責任がほとんどである。 ・知事は新幹線新駅問題に一生懸命になったが、RD問題は置き去りにしたのではないかと思う。 ・琵琶湖の上流が汚れたらいずれ琵琶湖に行く。滋賀県は下流に対して責任がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県はもうちょっと丁寧に対話しないとダメである。

2. 地元住民の皆さんの意向反映について(4つの柱)

項目	内容
有害物の除去	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却炉の解体撤去 ・追加調査を行い、かたまって存在する有害物が確認されれば適正に対処
対策工実施期間中の周辺生活環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・工事实施期間中、周辺生活環境に配慮
モニタリングと監視委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・対策工事中から処分場が安定化するまでモニタリングを実施 ・監視委員会で住民の皆さんとともに監視
処分場土地の県有地化の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の複雑な権利関係や法制度的な課題があるが、将来的な県有地化を視野に入れて検討